

国民健康保険料控除証明書の送付について

個人事業主の甲種組合員（開設者および管理者）で、確定申告に必要な控除証明書は、1月中旬に所属の郡市区支部宛に送付いたします。お忘れなく受け取りをお願いいたします。

なお、12月13日付で医療法人理事長と乙種組合員の控除証明書につきましては診療所宛に、甲種組合員（勤務者）と後期高齢者組合員の控除証明書につきましてはご自宅宛に送付いたしております。ご確認ください。

内容についてのお問い合わせは、本組合（TEL092-771-3534）までお願いいたします。

福岡県歯科医師国民健康保険組合 ホームページをご活用ください

本組合では最新のお知らせや各種保険事業や届出様式を掲載したホームページを開設しております。パスワード等は設けておらず、乙種組合員やご家族の方など、どなたでも閲覧・ダウンロードが可能ですので、ぜひご活用ください。

なお、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証の発行が廃止されたことに伴い、各種届出の際にマイナ保険証利用登録の有無を確認する必要があるため、**届出書様式に変更**がっております。最新の様式はホームページからダウンロードいただくか、ご所属の郡市区支部よりお取り寄せいただけますようお願いいたします。

※旧様式にて届出いただいた場合、確認のため手続きに時間を要する場合がございます。

○福岡県歯科医師国民健康保険組合ホームページURL
<https://fskokuhokumiai.com/>

